

阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設条例（平成18年8月10日阿蘇市条例第40号）

最終改正：

改正内容：平成18年8月10日阿蘇市条例第40号 [平成18年8月10日]

○阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設条例

平成18年8月10日阿蘇市条例第40号

阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設条例

阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設条例（平成17年阿蘇市条例第103号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設（以下「直売施設」という。）の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 新鮮な地元産の農林畜産物や特産品を安定的に供給することで、地域の活性化を促進し、農業所得の向上と販路拡大を図ることを目的として、直売施設を設置する。

2 直売施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設	阿蘇市一の宮町宮地538番地1

（管理）

第3条 直売施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運営に努めなければならない。

（業務）

第4条 直売施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域資源及び産業情報の提供及び案内に関する業務
- (2) 農林畜産物及び特産品の展示販売に関する業務
- (3) 地域素材を用いた食材提供に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

（休館日）

第5条 直売施設の休館日は、月曜日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第6条 直売施設の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

（使用許可）

第7条 直売施設の施設又は附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（使用義務）

第8条 前条第1項で使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

（使用の制限）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直売施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設、又は備品を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。
- (4) 感染症疾患又はその他の病気で他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) その他管理上支障があると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取消し、若しくは変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例、又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 市長、又は関係係員の指示に従わなかったとき。
- (3) 第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請により許可を受けたとき。

（使用料）

第11条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第12条 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第13条 既に納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

- 第14条 直売施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定により直売施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、直売施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により直売施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条及び第10条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により直売施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が直売施設の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により直売施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が直売施設の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 施設の使用の許可に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第16条 第11条の規定にかかわらず、直売施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に直売施設の施設及び設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を收受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第11条に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により利用料金の減免又は還付をすることができる。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により直売施設の施設又は設備等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部、又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第11条関係)

区分	1箇月当たり	1箇年当たり
農林畜産物直売施設利用料	72,500円	870,000円
食材供給施設利用料	40,000円	480,000円